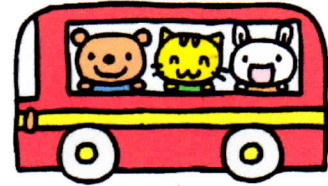


医療制度



乳幼児等医療

国民健康保険または社会保険等の被保険者となっており、町内に住所を有する乳幼児から高校3年生までを対象とし、病院などにかかった時に支払う保険診療費の自己負担額を全額助成しています。

対象者	自己負担額		備考
高校3年生まで(満18歳に達した日の属する年度末までの乳幼児及び児童)	3歳未満児	なし	所得制限なし
	3歳以上～高校3年生		
(対象にならない医療費) ・食事療養標準負担額 ・差額ベット代など健康保険が適用されない医療費			

ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭等の母又は父及び児童が安心して暮らせるように、病院などにかかった時に支払う保険診療費の自己負担額の一部又は全部を助成しています。

対象者	自己負担額		備考
満18歳に達した日の年度末までの子、又は親に扶養されている20歳未満の子	3歳未満児	なし	所得制限有り
	3歳以上		
ひとり親家庭等の母又は父	非課税世帯	医療費の1割負担 ※月額の上限額 ・通院 18,000円 ・入院 57,600円	所得制限有り
	課税世帯		
対象にならない医療費 ・食事療養標準負担額 ・差額ベット代など健康保険が適用されない医療費			

※ひとり親・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で、18歳に達した日の属する年度末までの子を扶養又は監護している者、及び18歳以上20歳未満の子を扶養している者

※医療費助成・・・ひとり親の子(乳幼児年齢該当者)で課税世帯については、医療費の自己負担1割分を役場に申請することで、助成を受けることができます。必要な物(印鑑・通帳・領収書)